



平成 23 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ワークスアプリケーションズ  
代 表 者 名 代表取締役最高経営責任者 牧野 正幸  
( JASDAQ・コード 4 3 2 9 )  
問 い 合 せ 先 管理本部マネージャー 青木 勇二郎  
電 話 0 3 - 6 2 2 9 - 1 2 0 0

## 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 23 年 4 月 7 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 異動が生じた経緯

株式会社WPKホールディングス（以下「WPKホールディングス」といいます。）は、平成 23 年 1 月 31 日に当社普通株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 3 月 15 日まで実施され、本日、WPKホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社普通株式 418,210 株の応募があった旨の報告を受けました。この結果、平成 23 年 4 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）付でWPKホールディングスの当社の総株主の議決権に対する所有割合が 50%超となるため、WPKホールディングスは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主の石川芳郎氏は、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社WPKホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

（注）平成 14 年 9 月 27 日第 6 回定時株主総会決議「第 1 回新株予約権」、平成 15 年 9 月 26

日第7回定時株主総会決議「第2回新株予約権」、平成16年9月28日第8回定時株主総会決議「第3回新株予約権」及び平成17年9月28日第9回定時株主総会決議「第4回新株予約権」を総称してまいります。

## 2. 異動する株主の概要

### (1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

①名称	株式会社WPKホールディングス	
②本店所在地	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	
③代表者の役職・氏名	代表取締役 大田 信吾	
④主な事業内容	当社の株券等を取得及び保有することを事業の内容としております。	
⑤資本金の額	100,000円	
⑥設立年月日	平成23年1月11日	
⑦事業年度の末日	12月31日	
⑧純資産	200,000円	
⑨総資産	200,000円	
⑩大株主及び持分比率	ポラリスK&C投資組合 100%	
⑪上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) ⑧「純資産」及び⑨「総資産」は、平成23年1月11日現在であります。

### (2) 主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

①氏名	石川 芳郎
②住所	東京都港区

## 3. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合

### (1) 株式会社WPKホールディングス

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	418,210個 (96.18%)	—	418,210個 (96.18%)	第1位

(2) 石川 芳郎

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	49,977 個 (49,977 株)	11.49%	第 1 位
異動後	—	—	—

(注 1) 「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成 23 年 2 月 14 日に提出した、第 15 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権数 (434,811 個) を分母として計算しております。

(注 2) 「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成 23 年 4 月 7 日 (本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

平成 23 年 1 月 31 日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、WPKホールディングスは、以下の方法により、WPKホールディングスを除く当社の株主に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、当社の発行済普通株式 (自己株式を除きます。) の全てを取得するための手続きを実施すること (以下「本完全子会社化手続」といいます。) を企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立したことを受けて、WPKホールディングスは、①当社の定款を一部変更して当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款を一部変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。) を付すこと、及び③当社普通株式全て (自己株式を除きます。) の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること (なお、交付する別個の種類当社の株式について、上場申請は行わない予定です。)、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主を構成員とする種類株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社はかかる要請に応じて上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催する予定です。なお、WPKホールディングスは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付された上で、その全てが当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数 (合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨て

られます。)に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう設定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、WPKホールディングスが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、WPKホールディングス以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった者に対して交付する当社の株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記の手續きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式全て(自己株式を除きます。)の取得が当社の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本完全子会社化手續については、関連法令についての当局の解釈、本公開買付け後のWPKホールディングスの株券等所有割合及びWPKホールディングス以外の当社の株主の皆様による当社の株式の保有状況等によって、本完全子会社化手續に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により当社の完全子会社化を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、WPKホールディングス以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定です。そしてこの場合におけるWPKホールディングス以外の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう設定する予定であります。この場合における具体的な手續については、決定次第速やかに開示します。

WPKホールディングスは、上記臨時株主総会及び種類株主総会を平成23年5月に開催することを要請予定ですが、その具体的な手續及び実施時期については、決定次第、当社において速やかに公表する予定です。また、本完全子会社化手續が完了した後、WPKホールディングスは、WPKホールディングスと当社との間で吸収合併を実施することを予定しております(なお、当該吸収合併の実施時期及びWPKホールディングスと当社のいずれを存続会社とするかについては、本日現在未定です。)

当社の普通株式は、本日現在、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されていますが、WPKホールディングスは、適用法令に従い、当社普通株式(自己株式を除きます。)の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には当社普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)において取引することができません。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、WPKホールディングスは当社の非上場会社の親会社として開示対象となります。

以 上